

四国中央市週休2日工事制度の試行に係る事務取扱要領

令和5年7月31日

告示第159号

(趣旨)

第1条 この告示は、市長が発注する建設工事の現場（現場事務所を含む。以下「建設現場」という。）において、発注者指定方式により受注者が週休2日の確保に取り組む工事の実施に係る制度を試行することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 発注者指定方式 市長が週休2日工事を指定する方式をいう。
- (2) 閉所 建設現場において作業（巡回パトロール、保守点検その他建設現場の管理上必要な作業を除く。）及び事務作業を行わないことをいう。
- (3) 週単位 第4条に規定する期間内におけるそれぞれの週（日曜日から土曜日までの期間とし、7日に満たない週を除く。）をいう。
- (4) 月単位 第4条に規定する期間内におけるそれぞれの月をいう。
- (5) 通期 第4条に規定する期間をいう。
- (6) 現場閉所率 閉所をした日数を週単位にあつては7日で、月単位にあつてはそれぞれの月の日数で、通期にあつてはその期間の日数で除して得た率（小数点1位未満の端数があるときは、これを四捨五入した率）をいう。
- (7) 週休2日 原則として土曜日及び日曜日に閉所をし、週単位、月単位又は通期において、現場閉所率が28.5パーセント以上である状態（月単位の一の月において全ての土曜日及び日曜日に閉所をした場合に、現場閉所率が28.5パーセントに満たない状態を含む。）をいう。
- (8) 工事期間 建設工事の着手日（建設現場において作業に着手した日をいう。）から完了日（建設現場において全ての作業が完了した日をいう。）までの期間をいう。
- (9) 週休2日工事 週単位、月単位又は通期で、週休2日の確保（週単位にあつてはそれぞれの週において、月単位にあつてはそれぞれの月において、通期にあつてはその期間において閉所をする日を振り替えることによる確保を含む。）に取り組む工事をいう。

(対象工事)

第3条 週休2日工事の対象となる工事は、次の各号のいずれかに該当する工事を除くものとする。

- (1) 災害復旧等の緊急工事、供用開始時期が決められている工事その他の社会的な要請により早期の完成が必要と判断される工事
- (2) 現場の条件又は工事期間の制約が大きい工事
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める工事

(対象期間)

第4条 週休2日工事の対象となる期間は、工事期間のうち、次に掲げる期間を除いた期間とする。

- (1) 12月29日から1月3日までの期間

(2) 夏季休暇の期間（6月1日から9月30日までのうち土曜日及び日曜日を除く任意の3日間をいう。）

(3) 工場での製作のみ実施している期間

(4) 工事全体を一時中止している期間

(5) 他の工事との工程の調整により建設現場が稼働しない期間

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が工事期間から除くことを認めた期間
(費用の補正)

第5条 市長は、週休2日工事に係る特記仕様書に費用の補正に関する定めがある場合は、その定めるところにより、補正を行うものとする。

2 市長は、第11条の規定による報告を受けた場合は、その内容を確認し必要と認めるときは前項に規定する費用の補正分を減額し、変更契約を締結するものとする。

(工程表の作成)

第6条 週休2日工事を実施する受注者（以下「実施者」という。）は、週休2日の計画を反映した工程表を作成しなければならない。

(建設現場での明示)

第7条 実施者は、看板による掲示その他の方法により週休2日工事である旨を建設現場において明示しなければならない。

(閉所をする日の振替)

第8条 実施者は、天候の悪化、緊急の対応その他のやむを得ない場合は、閉所をする日を振り替えることができる。

2 前項の規定による振替を行うときは、工事打合簿により市長に通知しなければならない。

(書面の整備)

第9条 実施者は、工事日報その他閉所の確認に必要な書面を整備し、市長から請求があった場合は、速やかに当該書面を提出し、又は提示しなければならない。

(中止)

第10条 実施者は、週休2日工事を中止する場合は、工事打合簿に理由を記載して市長に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 実施者は、週休2日工事が完了したときは、当該実績を別に定める書面により市長に報告しなければならない。

(工事成績評定)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を確認し必要に応じて調査を行い、工事成績評定による評価を行うものとする。

(協力)

第13条 実施者は、市長がアンケート、調査等を実施する場合は、これに協力しなければならない。

(取消し及び返還)

第14条 市長は、虚偽その他不正の手段によって第12条の規定による評価を受けたものと認めた場合は、契約金額の一部の返還その他の必要な措置を講ずることができる。

(その他)

第 15 条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示は、この告示の施行の日以後に入札の公告又は通知をする入札執行分について適用する。

附 則 (令和 7 年 6 月 6 日告示第 150 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示は、この告示の施行の日以後に入札の公告又は通知をする入札執行分について適用し、同日前に入札の公告又は通知をした入札執行分については、なお従前の例による。

附 則 (令和 8 年 8 月 6 日告示第 183 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示は、この告示の施行の日以後に入札の公告又は通知をする入札執行分について適用し、同日前に入札の公告又は通知をした入札執行分については、なお従前の例による。